



「海なし県」埼玉の海鳥

本多 里奈

タイトルの上を飛んでいるのは、コアホウドリという海鳥の標本です。実はこの個体は、埼玉県熊谷市で採集されました。「海なし県」として名高い埼玉県ですが、海に生息する海鳥が記録されることがあります。当館では、埼玉県内で採集された海鳥の標本を十数点収蔵しています。

どうして海鳥が「海なし県」に？

埼玉県に限らず、日本全国の内陸部ではときどき海鳥が見つかります。海で暮らす彼らが、なぜ内陸部に入り込んでしまうのでしょうか？

大きな要因の一つが、台風です。海上を飛ぶ海鳥は、常に風の影響を受けています。台風によつと、海鳥は進路を無理やり曲げられてしまう、あるいは進路をわざと変えることがあります。この進路変更により、沿岸部へ近づき、最終的に内陸部まで迷いこんでしまうことがあります。また、渡りの途中に、卓越風にあおられて進路変更を余儀なくされることもあるようです。

経験不足から内陸部に来てしまうこともあります。オオミズナギドリという海鳥の成鳥は、繁殖地である新潟県の離島から越冬地であるパプアニューギニア北方海域へ移動する際に、陸地を迂回して海上を移動します。最短ルートは本州を横断するルートですが、危険な山越えを避けて、波と風を使って効率的に移動できる海上ルートを選ぶのです。しかし、渡りをしたことがない幼鳥には、このルートを選ぶほどの知識や経験がありません。「目的地は南の方向」というコンパスにのみ従って南下し、本州を横断するルートを取ってしまいます。このような個体が内陸部で見つかることがあります。

そのほかに、海が大きく荒れたときには、内陸の湖沼や河川に避難することがあります。海鳥は、ときに不可抗力で、ときに臨機応変に内陸部にやってくるのです。

ラベルから見る海鳥の動き

当館に収蔵されている海鳥は、どのような理由で埼玉県に来たのでしょうか？いくつかの標本について、ラベルの採集日に着目し、当時の海鳥の動きを推理してみましょう。

まずは、アカエリヒレアシシギ（図 1）です。スズメより少し大きい小柄な海鳥で、当館では4個体の標本を収蔵しています。このうちの2個体は、1990年の9月15日と9月17日にそれぞれ秩父地域の大滝村（現秩父市）と横瀬町で採集されています。採集月が9月であることから、台風の影響を受けた可能性が考えられます。そこで採集日前後の気象情報を見てみると、1990年9月13日から20日にかけて、台風（平成2年台風19号）が発生していたことが分かりました。この台風は中心気圧 890hPa・最大風速 60 m/s という猛烈な勢力で本州を縦断し、日本各地に大きな被害をもたらしたことで有名です。2羽のアカエリヒレアシシギは、おそらくこの台風に巻き込まれて秩父に不時着したと考えられます。

別の例も見ていきましょう。1982年6月10日にはハシボソミズナギドリ（図 2）が川口市で採集されています。採集日前後の気象情報を確認しても台風は発生していませんし、渡りで本州を横



図1 埼玉県秩父郡大滝村（現秩父市）で採集されたアカエリヒレアシシギ

断する鳥でもありません。なぜ、この個体は埼玉県で採集されたのでしょうか？実は、ハシボソミズナギドリは、5月下旬から6月上旬にかけて頻繁に、そしてときどき大量かつ広範囲で日本沿岸に漂着することが知られています。標本が採集された1982年にも大規模な漂着が発生しました。この現象の原因は、赤道付近で東寄りに吹く卓越風（貿易風）にあると考えられています。ハシボソミズナギドリは、繁殖地のオーストラリアから越冬地の北太平洋へ移動するときに、赤道付近で発生する卓越風により北西太平洋へ吹き寄せられることがあります。その結果、オーストラリアー北太平洋の直進ルートではなく、日本列島沿いにある迂回ルートを取らざるを得なくなり、飛行距離や移動日数が増えてエネルギー不足により力尽きてしまうのです。この現象は主に幼鳥で見られるようです。標本個体もまた、卓越風の影響で関東地方沿岸部に吹き寄せられて、奇しくも川口市にたどり着いたのかもしれません。



図2 埼玉県川口市で採集されたハシボソミズナギドリ

当館で収蔵している海鳥の6割は6～9月に採集されていますが、これ以外の時期にのみ採集されている種もあります。そのひとつが、ウミスズメです。当館では、2個体の標本を収蔵していて、採集地が埼玉県の個体は1985年11月12日に採集されています（図3）。ウミスズメは、アリューシャン列島など北海道よりも北の地域で繁殖し、冬になると南下して主に東日本の沿岸や海上に飛来します。個体が採集された11月はちょうどウミスズメの渡りの時期です。この個体は渡りの途中、悪天候で内陸部に避難したか、あるいはオオミズナギドリのように本州を横断したのかもしれません。



図3 埼玉県新座市で採集されたウミスズメ

埼玉県の鳥類目録を揺るがした標本

収蔵資料の中には、埼玉県の鳥類目録を左右した標本があります。1966年9月26日に秩父市で採集された1羽の海鳥（図4）。この標本は当時ハイイロウミツバメと同定され、本種の県内唯一の記録となりました。これを基に、埼玉県の鳥類目録において本種は迷鳥※として掲載されました。ところが、2014年に標本が再同定されたところ、全長や羽根の色などから、この標本の正体はシロハラミズナギドリという別の鳥だと結論付けられたのです。この再同定により、目録からハイイロウミツバメの記載が削除されることになりました。目録の変更は決してネガティブなことではありません。標本があったからこそ、再同定や目録の修正ができたのです。



図4 シロハラミズナギドリと再同定された標本

さて、今後はどんな海鳥が埼玉県で見つかるのでしょうか？これからも目が離せません。

（ほんだ りな・学芸員）

※本来の生息地や飛来地ではない場所に偶発的に現れる鳥のこと。埼玉県で見られる海鳥の多くは迷鳥と言える。